別添

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	裁判の結果によるものなのでパブコメにかけ一般国民の意見を聞くことにふさわしいとは思わない事柄だと思います。	御意見として承ります。
2	行政手続法39条4項1号に該当するものとして扱えばよかったのではないか。	本件については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号にいう「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合には該当しないものと考えております。
3	意見 中国ではポジティブな意味もすこしだけあるが、日本では子の名前としては不適切でネガティブ。 反対する。 以上	本改正案については、裁判所の判断を踏まえ、「勒」が戸籍法（昭和22年法律第224号）第50条第1項にいう、常用平易な文字であると判断したことによるものです。
4	漢字の読みも現在は当て字も広く多く使われており、検索にも乗らない漢字もあるので、法令の方も柔軟な対応が求められると思います。 只、毎回毎回という頻度が多くなるようであれば、ある程度まとめた意見提出が求められる気がします。	本省令案への賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見の内容については、今後の参考とさせていただきます。
5	妥当だと思います。	本省令案への賛同意見として承ります。
6	「勒」の字単体でみると、常用平易といえるか微妙であるが、既に「阿・陀・菩」という仏教に関連する文字が人名用漢字に存在することに鑑みれば、それとの均衡から人名用漢字に追加することは相当であると考える。	本省令案への賛同意見として承ります。
7	改正自体には賛成であるが、これを機に人名用漢字の見直しが必要と考える。 今回追加される「勒」は単独では「馬の頭から口(轡)にかける紐」と言う意味であり、広く常用されている漢字とは言い難い。おそらく「弥勒菩薩」の用例から常用平易と見做されたのであろうが、それならば過去に却下された「玻」も「浄玻璃鏡」「瑠璃も玻璃も照らせば光る」といった用例が存在し「勒」と同程度には利用されており、これも常用平易と見做せることになる。 現状の人名用漢字は「凜」に対する「凛」は使えて「稟」に対する「禀」は使えない(どちらも禾と示の違い)、常用漢字「粋」の旧字体「粋」は使えるのに「卒」の広く使われている俗字「卆」は使えないといった不統一がある。これを機に見直しを行うべきである。	本省令案への賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見の内容については、今後の参考とさせていただきます。
8	不受理→不服申し立て→却下→抗告というプロセスは非常に当事者に負担・不安を与えるものである。定期的にパブリックコメントを開催して人名漢字の追加募集を実施してほしい。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	申し出単位に、省令を変更するのではなくもっと合理的に対処することを考えたれたし。まずUnicode登録のある文字で人名になりうるもの（もしくは以前は人名としてあったもの）を事前に追加するなり、一定期間国民に公募するなり。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
10	勒の追加に賛成します。ただし、戸籍にフリガナを書くようになっている以上、「ろく」と読む漢字が六肋禄(=)緑(=)録(=)麓では不十分ですし、勒を追加してもまだ足りません。フリガナの無い時代に設計された人名用漢字を、そのままの形で使い続けるのは、もはや無理だと考えます。そのあたりも含め、今回の「勒」追加のイキサツを、一度『民事月報』でおまとめ下さるようお願い致します。	本省令案への賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見の内容については、今後の参考とさせていただきます。
11	私は「勒」を人名用漢字に追加することに大賛成です。及び、戸籍の氏名にフリガナが附されるので、現行 人名用漢字に含まれていなくても、「情報機器で処理可能で、判読できるものは、子の名として認めてもよい」と私は考えております。	本省令案への賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見の内容については、今後の参考とさせていただきます。
12	子の名に用いることができる漢字に該当しないとして出生届を不受理とした市長の処分に関する訴訟は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第6条の2により、国が関与すべき訴訟であると考える。パブリックコメントの概要説明資料においては、高等裁判所の判決が確定したことを受け、戸籍法施行規則を改正するとされている。 しかしながら、「勒」という文字は、決して常用平易なものといえる漢字ではないと考える。当該訴訟において国がいかなる理由に基づき請求棄却を求め、また高等裁判所がいかなる理由に基づき当該漢字を常用平易なものと判断したのか、その理由は当該概要説明資料には示されていない。そのため、当該判決が法令改正の根拠とするに足る一般的妥当性を有するか否かについては、判決内容を確認しない限り判断できない。 したがって、訴訟における国の主張および裁判所の判断を明らかにしないままパブリックコメントに付することは適当ではないと考える。以上の理由から、本改正案には反対する。	本改正案については、裁判所の判断を踏まえ、「勒」が戸籍法（昭和22年法律第224号）第50条第1項にいう、常用平易な文字であると判断したことによるものですが、いただいた御意見については今後のパブリックコメントに当たっての参考とさせていただきます。